

## タイ王国の特許制度と権利の執行 (原文はタイ語)

パトラサック・ワンナセーン

### 概要

現在タイ王国において施行されている特許法は、1975年制定の特許法である。この法律は1992年と1999年に改正が行われている。最初の改正は、タイ国内における特許権の十分な保護、開発の受け皿としての効率向上、経済・商業・産業の促進のために実施された。二度目の改正は、タイ王国が、世界貿易機関(WTO)の加盟国であり、ウルグアイ・ラウンドにおいて合意されたTRIPS協定における知的財産権の規定に基づく国内法整備の義務付けによるものである。また、このときの法改正では、特許よりも簡単な発明である小特許の保護についての項目が付け加えられた。

特許法では、工業意匠の保護に関して日本のように特許法と分離した工業意匠に関する法律を設けず、特許法において保護している。また、ビジネス方法(Business Method)については保護していない。医薬品特許に関しては、従来は一般の特許よりも弱い保護であったが、その後、1999年に特許法の改正においてTRIPS協定第27条(1)に基づき、タイ王国で定められていた医薬品に関する義務規定を削除した。これにより医薬品特許は一般の特許と同じように保護されるようになったのである。

特許法は、発明特許、意匠特許および小発明に係る特許をそれぞれ別の章で定めているが、特許委員会の設置や権限、異議申立とそれに対する判断、IT&IT裁判所に対する手続などの幾つかの規定については、同じように適用される。

この他、特許法は刑事事件の罰則規定についての基本事項を、一次的侵害と二次的侵害(Primary and Secondary infringement)、独占的实施権(Compulsory license)に関する侵害、国家秘密の漏洩や侵害、権利侵害者の侵害行為に対する裁判所による仮差止命令に分けて規定している。

### 外国特許権の保護

タイ王国は、国際的なレベルに対応できる知的財産を保護する法律がないために、自己の権利がどの程度まで保護されるのか分からないことから、タイ王国の国内外の投資家からの投資が得られていないのだということ認識した。多くの国々が同意して批准している「工業所有権の保護に関するパリ条約」(Paris Convention for the Protection of Industrial Property)に関して重要なポイントは、(1)この条約が特許と商標登録について全ての産業の知的財産を保護していることと、(2)この原則が、条約に合意していない国であっても、TRIPS協定の加盟国であれば、国内の法案にパリ条約の内容を盛り込むこととなっていることである。タイ王国はパリ条約の加盟国ではないが、TRIPS協定の加盟国であり、パリ条約の第2条(1)1項から12項、および17項に基づいた国内法を実施することが義務付けられている。このため、タイ王国は、パリ条約の内容を盛り込みながら、知的財産法を制

定する必要があった。このようなことから、現行特許法第 14 条と第 18 条に、二つの原則を設けた。その一つがパリ条約に基づく「内国民待遇」(National Treatment)である。

## 特許法の執行に関する課題

タイ王国が世界レベルに達する知的財産法を制定していたとしても、それ以外に、知的財産権の保護を困難にしている次のような原因がまだ残されている。

### 1. 特許付与の遅延について

特許法では、特許登録手続きにおいて出願するためには、出願のための法的要件を満たしているかどうかを審査することが必要となるが、特許庁の各部署における専門家の人数不足や海外の情報を審査する必要があるために、権利が付与されるまでにかなりの期間を要することになる。もちろん、特許出願人は出願日からその権利を保護されるため、ある程度の問題は避けられよう。しかし、特許付与に異議申立てがあった場合、これにも更なる時間を要することになり、特許が付与されるまでに、多くの時間が必要となる。このことは、企業側としては、事業展開を遅延させる深刻な問題となる。なぜなら、特許権を取得することが不確定であることは、投資に対するリスクを高めるからである。

### 2. 小特許の安易な付与

第一の問題(特許付与が遅いという問題)に対して、2000年の法改正により挿入された第3章の2の第65条の2から第66条の10では、小特許(Petty Patent)を高度でない発明であるとするとともに、小特許については付与前の審査(examine)を不要とし、付与後に実体審査を請求することもできると規定している。善良な国民に便宜を考慮して、小特許の保護をあたえたはずが、他国にはすでに存在するがタイではいまだ登録されていない既存の他人の小特許を、法律の隙間をかいくぐって、自分が最初の発明者であるかのように取得させることとなってしまった。小特許が登録されてしまった場合、こうした人間達は、自分の小特許の権利をふりかざして、これを使用する業者を警察に通告する。最終的に告訴をされた者は、小特許侵害について損害賠償を支払うこととなる。

しかし、さらに問題なのは、特許法の刑事罰の規定である。特許侵害は和解が認められていないのである。告訴された者には、必ず何かしらの罰則が科されることになる。

被告が損害賠償を支払った場合、裁判所としては禁固刑とはせずに、軽い罰則として罰金の支払うことを命ずるのみである。

被害者が真の発明者ではないことから、被告と原告側との争いになる場合が多く、その場合、裁判所は当該小特許の取り消しを命じることになる。

### 3. 特許請求の範囲に関する問題 - 特許請求範囲(claims)

特許請求の範囲は、特許権の範囲に含まれるかどうかを明らかにするために重要で

ある。問題なのは、特許権を保護しようとするために、権利者は自己の権利を賢明に立証しようとする一方で、特許に関する情報をできるだけ公開しないようにすることにある。もう一つの問題は、権利者が、ドクトリン・エクイバレント(均等論) (Doctrine of Equivalent) を主張する場合であるが、この点については、過去に裁判所において訴訟となった事例はない

#### 4. 刑事事件に関する手続き

タイ王国の特許法では、特許侵害品の製造者および販売を行った者に対する刑事罰が定められている。最近、国民はマスコミに対して、法に定められている刑罰が重すぎると訴えている。というのも、特許法第 85 条によると、実際に特許権侵害者に対して、2 年以下の禁固刑又は 40 万バーツ以下の罰金、又はその両方を課すと定めており、また、末端の小規模な侵害者のみを処罰しているからである。しかし、特許権者側からは、裁判所の処罰は甘すぎるといわれている。

また、製造に使用した機械や道具の押収などについての明確な法律もないため、再度罪を犯さないように機械や道具を押収されるという保障がない。

捜査令状や逮捕状については、国民の自由を保護する重要な役割があることから、裁判所では慎重に発布することになっている。そのために、裁判所は、逮捕状の請求者に対して、知的財産権に関する罪状について陳述するように要求する場合もある。この点において、IP&IT 裁判所の令状発行の手続きは一般の裁判所とは異なっている。

#### 5. 民事事件に関する手続き

特許法、知的財産及び国際取引裁判所設置法、および裁判所の審理に関する手続法によれば、権利者の保護のため、本訴の前から判決が下るまでの期間、侵害品の製造を停止させるなどの権限を裁判所が有すると定められている。侵害の仮差止めの請求は、非常によい効果をあげている。

権利者にとって問題なのは、損害賠償の額であり、実際にどの程度の損害が生じたのかを裁判所に対して示し、裁判所に認定させるため、どのように証人の尋問を導くかというところにある。問題なのは、法律家の考える損害と、事業者の考える損害や経済的な意味での損害その間に相違がある点である。この点については、専門家の証人に立てることにより、解決できる可能性がある。

IP&IT 裁判所の裁判官には、正式な裁判官の任務についている者以外に、準裁判官がおり、共同で審理を行っている。裁判官を本職としていない準裁判官は、理論と実務の双方の面で知識、能力および経験を有しており、損害賠償額についても援助者となる情報を提供することができる。

#### 6. ADR (代替的紛争処理手段) (Alternative Dispute Resolutions)

IP&IT 裁判所は特別の管轄を有している。また、訴訟関係者が判決に不服な場合、最高裁判所の知的財産部へ直接上訴することになる。一連の訴訟において判決が出されるまでには 2 年以上の時間を必要とするため、事業者にとっては投資に対する損害を生み出す可能性がある。そのため、代替的な紛争処理手段が用意されており、訴訟

前であれば知的財産局に、訴訟後は、司法省紛争抑制事務局、IP&IT 裁判所または最高裁判所において一定の ADR を利用することができる。

## 7. 海外の製造工場

最近では、近隣諸国の国境沿いに知的財産侵害品の製造工場を建設する投資家があり、侵害品が非常に安易に輸入できる状況にある。その原因として、タイ王国には香港などのように税関で知的財産侵害品を取り締まるための規則がではなく、また、タイ王国の税関に関する各種の事項に関する規定がないことがある。

## 8. 競争法 ( Competition Law )

タイ王国の公正取引法には、知的財産法により保護される産業の製造品に関する規定が設けられていない。法律の隙間 ( loophole ) が存在するのである。例えば、製造者が未だ特許や小特許の登録手続を済ませていない場合や、登録するかどうかを検討中である場合、その期間中に自己の特許に対する侵害を受けたとしても、こうした商売上の紛争に対する法の規定が、現在は存在しないのである。

## 9. 国民に対する知的財産法の知識の普及

知的財産法は、法を犯した者を処罰することを目的とする法律ではなく、技術等の開発や普及について規定する法である。そのため、法律や知的財産権の効用に関する知識の普及は大切である。また、国民に対して知識と理解を促すことにより、国民が犯罪に手を出すことを防ぎ、協力を得ることができる。

## まとめ

現在、タイ王国には知的財産を保護する世界レベルの法律がある。これらの法律を適切に実施し、知識と専門性を有する公正な審議を行うために、一定の職員の配置が定められている。さらに、知的財産法による実効的なエンフォースメントが必要であると認識されている。裁判所に関しては IP&IT 裁判所が設置され、最高裁判所には知的財産訴訟を担当する部署が設置されている。弁護士や一般の民間企業の関係者に対する援助活動や研修も行っている。知的財産に関連する法律の施行も、国民の協力によって効率よく効果的に行われている。また、国内的にも、国際的にも、公正な保護が不足していることが認識されている。問題が生じた場合に、関係者は問題の状況についての知識と理解を有しており、迅速かつ効率的に対応し、解決している。さらに、政府と民間はともに協力して、協力体制、開発活動、普及運動を行っている。国家と国家との間においても、知的財産法の実施に関して協力関係がある。近年、タイ王国では、伝統的知識 ( フォークロア ) やタイ領土内にある薬効のある植物生薬などについて、他の知的財産権と同等に扱うための取り組みを進めている。これによって、タイ王国の知的財産法は、個人の権利のみを保護するだけのものではなく、各国において代々受け継がれてきた知識をも保護することになる。

# タイ王国における知的財産の保護及びエンフォースメント (原文はタイ語)

ヴィシット・シーピーブーン

## 1. 知的財産権の保護

現在タイ王国には、知的財産に関する権利を保護する基本的な法律として9つの法律が存在する。

- (1) 仏暦 2522 年制定特許法
- (2) 仏暦 2534 年制定商標法
- (3) 仏暦 2537 年制定著作権法
- (4) 仏暦 2542 年制定植物品種保護法
- (5) 仏暦 2543 年制定集積回路の回路配置保護法
- (6) 仏暦 2543 年制定タイ王国伝統医薬および伝統的知識の保護と促進に関する法律
- (7) 仏暦 2545 年制定営業秘密保護法
- (8) 仏暦 2546 年制定地理的表示保護法
- (9) 仏暦 2548 年制定 CD 製品保護法

タイ王国の知的財産法に基づく知的財産の保護を受ける知的財産権の権利者は、各種の知的財産について、法に定められた規定に従わなければならない。

たとえば、著作権制度では、著作権は登録がなくても発生し、自動的に保護 (Automatic Protection) される。登録制度も存在するが、それは誰が最初に創作をしたかを明確にし、著作権登録制度において記載された権利者であることを証明することにより、利益を得ることができるようにするためである。登録自体に法的効果がないとしても、紛争が起きた場合には、裁判所に対する事実の立証の際の証拠となる。最初に登録した者は、自らが著作物を最初に普及させた者であるということを示すことができる確証を有することになる。

## 2. タイ王国における知的財産権のエンフォースメント

知的財産権が法によって保護されていても、後で述べる事例のように、法律違反を犯す者が存在するため、それに対しては法律による制裁の必要が生じる。

タイ王国での裁判所による知的財産権エンフォースメントは、二種類に分けられる。

- (1) 検事が訴追して裁判を行う場合 (刑事事件のみ)。この場合、被害者は、警察にその被害を告発する。警察官が法に基づき取り調べを行った後、内容を審議した上で、裁判所に対する訴追のために書類一式を検察へ送る。裁判所では犯罪者に対する審理を行う。
- (2) 被害者は、民事事件と刑事事件の両方で、自ら訴訟を起こすこともできる。民事訴訟の場合には、侵害者に対して損害賠償を請求し、弁償させることができる。

タイの法律によれば、訴訟関係者による、知的財産権の確認判決または宣言的判決

(Declaratory judgment) の請求を、裁判所に対して申し立てる機会を与えていない。それは、知的財産法では、個人と個人との間に、権利に関する紛争がある場合にのみ、裁判所に対して請求することができることに起因する。このため、ある者が自らが知的財産権利者であるとの主張、または、ある知的財産が知的財産法によって保護されているか否かの主張を、裁判所に請求することはできない。

### 訴訟の重要な事例

1. 著作権侵害事件
  - 1.1 ドラえもん、くまのプーさん、ウルトラマンの漫画の侵害
  - 1.2 コンピュータ・プログラムの侵害
  - 1.3 ビデオゲームとコンピューターゲームの侵害
  - 1.4 音楽、映画、MP3の著作権侵害
  - 1.5 文学作品、教科書などの印刷物の著作権侵害
  - 1.6 侵害事件に関する判例

### IP&IT裁判所の判例

#### 訴訟番号赤 116/2546

この訴訟は、原告が著作権を有する法律用語に関する書籍に記載されている内容を、被告が、追加、削除、誇張するなどして引用し、被告の書籍に掲載したものである。しかし本件は、複製または引用であるかもしれないが、侵害を回避できないケースである。なぜなら、問題とされた用語は、同一の意味を有し、他の意味を有することを説明できない。被告は、ある用語の定義をする場合に、法律に従った正しい内容でなければならないが、そのためには、原告が専門家に正確な理解を促すために使用した用語を使用しなければならないが、被告には、他の言葉でその用語を表現する方法がなかった。また、作品の普及について考慮すると、原告が既に所有している作品は、批評に関する書籍である。一方、被告の作品は、タイの法律用語の辞書という出版物であるため、専門家としての一般的な業績である原告の作品とは形式も異なる。最終的に、原告の作品の通常の利用と衝突せず原告の正当な利益を害しないこと、また、どのように考えても原告の損害にはならないことから、被告の行為は、法律の適用の例外となり、侵害とはならないとされた。

#### 訴訟番号 赤.122/2547

*Tente Rollen Co., Ltd et al. v. Polomer Form Co., Ltd et al., JJP&IT., No. 122/2547(2004), November 17, 2547(2004).*

スーパーマーケットのカート用のタイヤまたはホイールの事例で、原告は、美観を重視し、特殊な技術を施したタイヤを開発した。原告は、美術的な要素を自らの作品に反映させたとし、応用芸術の著作権を引き合いに出した。裁判所は、そのような権利を引き合いにだすことは可能であるが、美術を商品に応用する、あるいは他のものに応用することは、絵画、造形芸術、版画、建造物、挿絵の中のひとつまたはそれらの組み合わせに限定され

るとした。しかし、問題となったタイヤについては、一般的に誰がみても明らかに印象付けられる特別な美観が必要であるとした。そして、本件タイヤについて審理を行った結果、タイヤは目に付かない部分に取り付けられること、また、商品を吟味する際にその美観を一般的には重要視せず、興味をもつ部分ではないとされた。この点から、著作権法に従い、本件タイヤ製品には著作権がないとした。

#### 訴訟番号 赤.184/2547

*Bangkok Guide Limited Partnership v The Starduck Media Co., Ltd. et al, J.IP&IT., No. 184/2547(2004), January 23, 2547(2004).*

この訴訟において裁判所は、地図の一部の誤りがある場合、それが地図として正しい情報を示しておらず、法律によって保護される創作物とはならないという判断を下した。これは正しい情報を求められる地図のあり方に反するため、法的な保護を受ける著作権が発生しないためである。また、誤りがある部分に創作物としての重要性はなく、被告が誤った情報を使用したとしても、地図を使用者に損害を生ずることはあっても、原告への損害は生じず、地図という著作物における原告の権利に何ら影響しないとされた。

#### 最高裁判所の判例

#### 訴訟番号 最高裁.368/2512(西暦 1969 年)

本件はスーパーマンのイラストの著作権に関する紛争である。最高裁判所では、美術としての著作権を生じるには、美術課で登録されたものでなければならないとした。このため原告のマントをまとい、立って手を腰に当てて肘を張った「スーパーマン」のイラストは、その絵が美術作品ではないため、商標登録の対象となるとした。原告の権利は、美術作品に対する著作権ではなく、原告側の主張する著作権侵害とは認められないが、商標権にあたることを根拠として、被告の商標登録の取り消しを命じた。

#### 訴訟番号 最高裁.2000/2543

*Public Prosecutor v. Ngamjit Somsakraksanti, J.S.C. No. 2000/2543(2000), April 25, 2543(2000).*

裁判所は、くまのプーさんのイラストの印刷物は、創作者である原告が著作権を有しているとした。しかし、裁判所は傍論として以下のような意見を述べている。世界で「くま」(BEAR)と呼ばれている、その耳や目など、その他の動物とは異なる天然の特徴を熟知した者が、美術として漫画化したものである。人はみな多かれ少なかれ芸術に対する哲学を有しており、自然の中に存在するさまざまなものを見たときに、それぞれいろいろと想像を働かせることができる。漫画を創造する場合にも、くまの絵を描くことがあり、個人が各々の創作物を作り上げる。このため、美術としては模倣せず、あるいは他人の作品を改良した場合でなくても、類似した美術が生まれることがある。著作権法第6条第2項によれば、創作物におけるアイデアとしての、地球上の動物の自然の美しさを表現した漫画のイラストは、創作として保護されない。地球上の動物の自然の美しさを表現した漫画イラストの創作物は、アイデアであり、法律によって保護されていない。なぜなら、他人が自然動物や同じような自然物について、同じように漫画で描くという、人類の創作や審美

感を独占することとなる可能性があるためである。このため著作権法は、第6条に適合するアイデアの表現のみを保護している。

一方、最高裁判所では、くまの絵に描かれている風船の数を全て数えて、侵害について検討を行った。くまのプーさんの絵の類似品であり、被害者が著作権を保有する漫画が描かれた風船の数は、全部で100万個近くあったさまざまな動物の漫画が描かれている風船のうちの4,435個のみであり、その数が非常に少なかった。この事実に基づき、最高裁判所は、被告人は顧客に配布する風船に印刷されている「イラスト」ではなく、風船が膨らみ、空気が漏れないというその「質」に重要性をおいて風船を発注したとした。検察側は、風船のイラストが被告自らの創作物ではなく、被害者が著作権を有する作品の模造品、または翻案物であることを立証できなかった。風船に描かれたくまのプーさんのイラストが、風船の製造者である被告人による、被害者に対する著作権侵害であるというためには、被告人が被害者のくまのプーさんのイラストが入った風船が、著作権を侵害するかたちで製造されていることを知った上で顧客に販売した場合でなければ、著作権法第31条1項により、被告に過失はないとされた。

### 訴訟番号 最高裁 5843/2543

*Public Prosecutor v. Ganokchai Petchdawong, J.S.C., No. 5843/2543(2000), September 18, 2543(2000).*

この訴訟は、大学の近くでコピー店を営む被告人が、大学で使用する教科書を被告者が学生に販売するために43冊複写をして販売した事案である。最高裁判所は、被告人は自己の利益のために書籍を複製したのであり、学生による複製品の製造の依頼を受けたものではないとして、著作権法第32条(1)の著作権の特例にはあらず、被害者の著作権を侵害しているとした。

## 3. タイ王国とアジア諸国の知的財産権保護の比較

タイ王国にはさまざまな分野において、知的財産保護に関する紛争抑制の調整制度があり、世界水準のルールを有している。一方、アジア諸国とは、次のような相違点があるであろう。

### 3.1 被害者の訴追（公訴）に関する権利

シンガポール、インドネシア、中国などの国においては被害者自身が自由に刑事事件として訴追（公訴）をすることができない。これらの国々では侵害者に対する刑事事件に係る訴追は、国家または検察官のみが、その権限をあたえられている（国家訴追主義）。被害者が刑事事件の訴追をする場合、例外として認められる条件に該当する場合にのみ限定されている。特に中国では、国家（行政）が被害者に対し、侵害者による損害賠償の支払いを命ずることができることとされている。

### 3.2 タイ王国とマレーシアの知的財産法の内容の比較検討

マレーシアの著作権法も、アイデアについては、アイデアのみでは保護されないとしている。例えば、*Goodyear Tire & Rubber Co. & Anor. v. Silverstone Tire & Rubber Co. Sdn. Bhd.*

(1994)の訴訟では、原告は、被告がタイヤの模様を模倣したとして訴訟を起こした。これに対して、マレーシアの裁判所は、原告の主張には理由がないとした。著作権法が保護しているのはタイヤの模様が表現された形態であり、タイヤのデザイン〔それ自体〕でないという理由であった。

マレーシアにおける商標権については、商標法によらず保護される場合がある。Franchise Act 1998 が存在するのである。

マレーシアには営業秘密保護法が存在しないが、現在法案を作成中であり、現在は Contract Act 1950 という法律によって営業秘密を保護している。

3.3 タイ王国とフィリピンの知的財産を比較すると、フィリピンでは微生物 (Microorganism) を発見した場合、特許登録が可能であるとしているが、タイ王国にはまだ登録制度はない。

3.4 タイ王国とヴェトナムの知的財産法の内容を比較すると、現在ヴェトナムに知的財産法はないが、現在大規模な法制度の改正の最中である。知的財産紛争に関しては、現在、ヴェトナム社会主義共和国民法とヴェトナム社会主義共和国商法により審理をしている。また、民間人や権利者は、まともに訴訟を起こすことができず、その訴訟制度は未だに政府に依存している。

3.5 インドとタイ王国の知的財産を比較すると、インドでは、作品の著作権を著作者の生前の間保護し、権利者の死後、更に 60 年間その権利を保護するとしている。権利者の死後の保護期間の規定は、近隣諸国において規定されている期間よりも 10 年間長く設定されている。

そのほか、インドには、営業秘密法が存在しないが、公開されていない重要な情報 (Undisclosed Information) について、情報の保有者に損害が生じた場合、民事訴訟によって損害賠償を請求できることとされている。しかし、刑事罰はない。

インドでは、法律による地理的表示が保護されているが、まだ施行されていない。現在、関係する法律の審議中である。

#### **4 . タイ王国知的財産法の発展**

現在、タイ政府は、知的財産改正委員会を設置している。知的財産法を最新の考え方に基づいて改正していくための委員会である。現在のところ、著作権法の改正作業は終了しており、内閣で審議中である。重要な改正事項は以下の通りである。

- 4.1 以前は認められていた、著作権侵害についての和解が認められなくなる
- 4.2 今後、著作権者に対して、罰金の半分が支払われなくなる
- 4.3 組織的な著作権料徴収団体を設置する
- 4.4 禁固刑、罰金について、侵害品の数に基づいてなされていた、裁判所による公平な裁定の権限を減少させる
- 4.5 現在、新しい商標法案を作成中であるが、音の商標登録および香りの商標登録の規定

を盛り込むことになる可能性がある。しかし、これについては未だ決定していない。

## 付録：タイ知的財産の規定のまとめ

### 1. 著作権法

重要事項は次の通りである。

1.1 著作権が生じる作品は、第6条に規定されている条件を満たすものでなくてはならない。文学著作物、演劇著作物、美術著作物、音楽著作物、視聴覚著作物、録音著作物、映画著作物、視聴覚放送著作物、文学、科学、美術分野における著作物に属するものとされている。これらのものが、文字、シナリオ、図、音、録音物、コンピュータ・プログラムなど、創作者が創作したもので、いかなる形態によって発表されているか否かを問わない。

1.2 著作権の保護期間は以下の通りである。

1. 原則として、著作権の権利者の生前および死後50年間保護される（第19条）
2. 著作者が匿名で著作物の創作を行った場合や、氏名を公表しなかった場合、その著作物の創作から50年間、またはその著作物の公表から50年間著作権は保護されるが、その氏名を公表した場合はイに従う（第20条）
3. 写真、視聴覚著作物、映画、録音著作物又は音、絵で表現するものの著作権は、創作されたときから50年間、またはその期間中に公表されたときから50年間保護される。（第21条）
4. 応用美術は公表から50年間著作権が保護される（第22条）

1.3 著作権侵害とされるのは以下の行為である（著作権法第27条以下）。

1. 複製または翻案
2. 公衆への伝達
3. 原作品または複製物の貸与
4. 全部または一部の視聴覚著作物、映画の著作物、録音物又は音もしくは映像の放送を作成すること
5. 音もしくは映像の全部又は一部を再放送すること
6. 金銭その他の商業上の利益を目的として、音もしくは映像の放送を公に聞かせ、又は見せること

# タイ王国における商標法のエンフォースメント (原文はタイ語)

ルアンシット・タンガーンジャーヌラック

## ． タイ王国における商標保護制度の発展

元来農業中心であったタイ王国では、産業上の製造物に関して重要な意味を有する商標登録については、重要視していなかった。タイ王国が欧米諸国との間で商業的関係を有するようになってから、海外の企業がタイ国内に増え始め、それにより商標の保護のための制度を構築する必要性が生じた。タイの法律によって商標の保護が規定され始めたのは1909年のことである。

1931年制定の新しい商標法は、1914年制定の商標及び商号法を廃止し、商業上の便宜をはかり、タイ王国の商業の発展させるために制定された。また、1931年制定の新法の施行後、1933年と1961年の二度にわたって法改正がなされた。

1931年法の施行後、60年間が経過し、最近の経済や商業の急速な変化に伴い、1991年制定の商標法の取り消し、そしてその代わりとしてタイ政府は新しい商標法の法案を作成した。その中で改定した重要事項として以下の4項目がある。

第一は、商標だけでなく、サービスマーク（役務商標）証明商標、団体商標についても登録が可能となり、法律上保護したこと、第二は、商標のライセンス登録は、消費者の権利保護のために、政府が管理するということ、第三は、登録手続きにかかる時間短縮のために、登録審査官により多くの権限を与えたこと、第四は、侵害事件における刑事罰をより適切なものに改善することであり、これはタイ王国の商標を世界的な水準に高めて、国内外における商業の発展を目的としたものである。

この新法のほかに、1992年には、知的財産局（DIP）が設置された。商業省において知的財産を専門に扱う組織を設置することを目的としたものである。

その後、新しい商標法が施行されて10年が経過し、タイ王国がTRIPS協定に加盟したことの影響も受け、1991年制定の商標法の一部がTRIPS協定と合致していないこと、商業と経済の状況に適していないことから、TRIPSに規定されている合意内容を国内法の規定として導入するため、1999年に大幅な改定が行われた。また、2000年には、国際的に通用する制度と利点を設けるという点から、条約に規定されている多くの内容を導入した新法が制定された。

## ．1991年制定の商標法に関する重要事項

### 1．商標の様式

「標章」とは、肖像、図案、図形、ブランド、名称、語、文字、数字、署名、色の組合せ、物体の形状や配置、またはそれらの組合せを意味する。

2000年に改正された商標法では、二つの事項に関して、規定を追加し、廃止した。新法では色の組合せ、物体の形状や配置、またはそれらの組合せが標章として認められるよう

になった。

1991年商標法では、色彩はそれのみでは標章とは認められないと明確に記載されており、色彩は標章として認められていなかった。しかし、色彩によって明確に識別性を示すことができるという理由から、2000年の法改正では、標章を構成する記号として認められることとなり、登録の際に色彩について明記する必要がないとしていた部分を廃止して、商標登録において全ての色が登録できるとされた。

また、2000年改正前の法律では、商標法と特許法の重複的な保護を避けるために、特許法に基づいてある製品が工業意匠として登録されているは、商標として登録することができなかった。2000年の法改正では、TRIPS協定に適合させるため、色彩の組合せと立体的な形状をその内容に取りこみ、標章の定義を変更した。

標章に関する定義の変更により、製品が特許権により保護されている工業意匠でない場合という限定は廃止されることとなり、現在の特許法では、立体の物についても商標として保護することが可能となった。

商標とは、商標の所有者の商品が、他人の商標を有する商品と異なることを示す目的で商品に関連して使用する記号、または目印である。商標と認めるには次の三つの項目が揃わなければならない。第一に、商標は、商標法の定義に合致していなくてはならない。

また、商標を使用する目的は、商標を維持するための基礎的な要件であるため、第二に、商標は、使用又は使用の意図がなければならない。そして、ここでいう商標とは、商品に関連して、使用又は使用が意図されるものだけに限定されるため、こうした定義からは、サービスマーク（役務商標）、証明商標、団体商標は、商標に含まれないことになる。したがって、別途定義規定が設けられている。もっとも、商標は、いまだ商品に使用されていないとしても、商標として認められる。

第三に、商標は自他商品を識別するために使用されるものである。ある商標と別の商標が使用されている製品自体の重要な要素として使用されている場合、商標としての機能を果たしていないため、商標としての使用であるとは認められず保護されない。最高裁判所における刑事訴訟において、登録商標が不適切に使用されていたことと関連した事案がある。事案は、靴について登録商標を有する原告が、販売する靴に登録した靴の形の商標を使用したというものである。判決では、本件の使用方法是商標としての使用ではなく、その商品の形そのものであり、商標であるとは認められないとされた。この判決の他にも、使用されているのが商標ではなく、製品の形の一部であるにすぎないという理由による、商標登録委員会に対する登録取消のための申立てが多くなされている。

## 2. 法律上登録できる商標とできない商標

### 2.1 登録のある商標権者の権利

商標法では、登録の先後に関するルールについて、第27条と第68条に規定している。商標登録後は、その者が商標権者となり登録された商標を使用する権利を有する。

第一に生じうる状況としては、登録官が、商標権を複数の出願人に対して付与する場合である。この場合には、各々が商標を使用することができることになるが、当該商標は、

同一又は類似の商標であるため、権利者及び製品の出所について混乱を生じる場合がある。

第二の状況は、商標登録の使用許諾契約がある場合に、法律に基づく商標権者と、商標の使用許諾契約により生じた第三者の商標使用权がある場合である。また、商標権を、一人の者にのみ付与されると規定されているとしても、当該権利を法律に定められている条件にしたがって、承継させることは可能である。

法律上は、出願人に対して、同一又は類似の商品に対して使用する商標にのみ、その使用权を与えており、権利者が出願していない他の区分の商品へ拡大することはできない。この法律上の原則は、多くの訴訟において引用されている。しかし、この制限は、登録商標権者の保護のため、商標を偽造して販売を行った者に対する場合には適用されない。他人が、登録されている商品とは異なる商品に、商標権者として商標を使用することはできないのである。

登録商標権者は、登録商標に関する権利は、商標権者にのみ与えられているものであると主張して、侵害者に対して民事訴訟を起こすことになる。当該商標権者は、商標登録がなされている商品についてその商標を使用する行為に対して、通常の場合、損害賠償、市場における商標侵害品の差止め、あるいは侵害した商標の消去を裁判所に請求し、あるいは、侵害者が類似の商標を登録することを禁止し、または侵害者が既に商標を登録している場合には、裁判所に対して取消の請求を行う。侵害に対する救済方法は、民商事法における侵害の項に規定されており、これらの規定は商標侵害に対しても適用される。これは商標法が、民事上の侵害に対する救済方法について、個別に規定していないためである。

このような民事上の保護の他、登録商標権者は、商標に関する刑事上の主張を行うこともできる。

## 2.2 未登録商標の権利

未登録商標の権利は、基本的に、登録商標の権利よりも弱いものである。商標法では、未登録商標の侵害に対する使用の差止と損害賠償の請求はできないと規定している。

未登録商標の権利者は、侵害行為に対する損害または罰金の請求、現在または将来の侵害行為の差止めを求めることはできない。もっとも、一定の場合には、裁判所から判決を得ることができることはある。しかし、被告に対して当該商標の使用を禁止することはできない。

## 3. 詐称販売 (passing-off)

法律は、詐称販売について定義していないが、その内容は、次のように定義することができる。すなわち、ある商標が公衆に広く知られているような場合に、商品に権利者の許可なく商標を使用することにより、消費者に対して他人(商標権者)の商品であると信じさせることによって、利益を得る場合である。

この場合、商標法においても、他人が一般の消費者に対して、未登録商標の保有者の商品であると誤認させて商品を販売した場合、未登録商標の権利者でも訴訟を提起できるとしている。

詐称販売の範囲については特に定められておらず、商品類型が同一又は類似することにより誤認や混同を生じる行為とされている。ただし、製品の製造場所に対する誤認をも含

む。

異なる区分の商品に同一の商標が使用された場合、それぞれ異なる者の商品であり異なる出所に由来すると、一般の消費者を信頼させることを前提として、商品が市場に置かれるはずである。そのため、未登録商標の権利者は、次のような場合に、権利保護のため、詐称販売を差し止める権利を有する。

- (1) 原告は、タイ国内において自己の商標を登録していないが、他人が同一又は類似の区分の商品に対して、同一又は類似の商標を使用した場合
- (2) 原告が、タイ国内において一つ又は多数の区分の商品について、商標を登録している場合で、他人が同一又は類似の商標を、原告が登録している区分の商品に使用した場合

#### 4. 登録要件

商標法は、登録が可能な商標の条件として以下の三つを定めている（商標法6条）。

- (1) 「識別性」のある商標
- (2) 本法に基づき禁止されていない商標
- (3) 他人が登録した商標と同一又は類似でない商標

識別性は、使用の結果、失われる場合がある。商標が既に広く知られていて、一般的な名称として使用されており、商標としての効用がなくなっている場合には、商標として使用させることは適切でないためである。これは、当該商標が商標としてではなく、商品または製造品自体としての識別性を具備してしまったためである。

商標法では、識別性を喪失した商標については、裁判所の命令によって取り消すことができる。利害関係人又は登録官は、ある商標が特定の商品又は分類に関して商業上慣用化し、当業界又は公衆に対して、商標としての性質を失ったことを証明できるときは、当該商標登録の取消を裁判所に請求することができるとしている。

公衆一般に慣用化している商標と同一又類似の商標は、登録が禁止されている。これはタイが加盟したTRIPS協定の内容となっているパリ条約に基づくものである。大臣の告示による規則に従って、広範に販売又は広告した商品に関して商標として使用され、その規則を遵守している証拠がある場合は、その商標は識別性があるとみなすとされている（7条2項）。以前のタイ王国の商標法は、登録要件としての使用による識別性について規定していなかった。サービスマーク（役務商標）または商品に使用する商標の定義には、登録前にその商標を使用していなければならないとは規定されていない。商標が登録要件としての識別性を有しない場合、使用により識別性を獲得したことを示すことが重要となる。

以前から使用されている事実は登録要件とされていないが、登録商標を維持するためには、商標を使用していることが必要である。商標委員会は利害関係者または登録官の請求により、不使用の商標を取り消すことができる。これは以下の場合に生じる（63条）。

- (1) 所有者が商標の登録を求めるときに登録される商品に関してその商標を使用する善意の意図がなく、
- (2) 実際に当該商品に関する商標の善意の使用がなかった商標
- (3) 当該商標が委員会への取消請求前3年間に善意による使用がなかったことを証明できる場合。ただし、

- (4) 所有者が当該商品に関する商標の不使用が通商上の特別な事情によるものであり、商標を使用しない又は放棄する意図によるものではないことを証明すればこの限りでない。

## 5. 登録の有効期間と登録の更新

### 5.1 登録の有効期間

商標登録には有効期間があり、登録の日から10年間有効であり(53条1項) この期間には裁判所における訴訟係属中の期間を含まない(53条2項)。

### 5.2 登録の更新

商標登録は、登録の有効期間が経過する前の90日以内に更新しなければならない。更新の手続きは省令に規定されている。更新一回につき、10年の更新がされる(55条1項)。登録官は、所有者にその更新出願の補正を通知の日から30日以内に行うよう遅滞なく書面で通知する(55条2項)。所有者が定められた期間内に登録官の指示に従わない場合、登録官は、その商標登録の取消を命じることができる(55条3項)。

登録商標は、その所有者が定められた期間内に商標登録の更新をしない場合は取り消されたものとみなされる(56条)。その商標は登録されていない商標となり、それまでと同じようには保護されない商標となる。

## 6. 登録商標の取消

登録された商標は、登録官、商標委員会、または裁判所によって、以下の条件により、取り消される場合がある。

### 6.1 登録官による取消(58条)

### 6.2 商標委員会による取消(61条)

## 7. 商標の侵害

商標法は、商標侵害について明確に規定している。侵害に係る使用形態は、商標権者の権利に含まれている。商標法は、商標の所有者として登録される者は、登録が付与された商品に関してその商標を使用する排他権を有するものと規定している(44条)。

### 7.1 登録商標の侵害

基本的な場合として、商標権の侵害はタイ国内における登録商標について生じる。商標が登録されていない商品に対しては、許諾を得ないで使用することができる。裁判所の判決によると、商標の使用による侵害は、侵害者が商標を模倣して商品に使用したとき、または他の者が模倣した商標を自己の商品に使用したときに発生している。

### 7.2 未登録商標の侵害

未登録商標の侵害の他に、未登録商標の詐称販売による侵害がある。未登録商標の所有者は、登録商標と同じように権利を保護される場合がある(46条2項)。すなわち、同一の

商標が同一の出所を意味しているという誤認または混同を生じる場合には、被害を受けた者が登録をしていない場合でも、類似の商品に使用した場合でも同様に、侵害となる。

### 7.3 並行輸入

侵害の事項は、同じ商標を使用した商品やいわゆる並行輸入とも関係する。以前は多数の見解の判決において、保護されていた商標が使用されている商品の並行輸入が認められない商標の使用とし、商標権者の排他的権利を侵害することになるとされていた。並行輸入を認めなかった判例の示すところは次の通りである<sup>1</sup>。

- (1) タイ王国において登録されている商標の所有者は、タイ国内で登録されている商標と同一の商標を使用している商品の輸入として、商標を使用した侵害者に対して、権利者の許諾を得ないで使用していることを理由に、民事上の訴えを提起することができる。
- (2) 訴えを提起できる者には、その者が法的に認められる形で所有者となっていればよいため、商標権の譲受人も含まれる
- (3) タイ国内において商標が登録された後のみ、輸入行為は侵害とされる。それ以前の輸入行為については、原告が排他的な権利を有しないため侵害とはならない。

## 8. 商標侵害訴訟の手続

商標権の侵害に関する訴訟について規定している法律は、1991年商標法を改正した2000年改正商標法と刑法である。商標法は民事訴訟ができる場合について規定している。商標法と刑事法における刑事規定は刑事訴訟の根拠となる。刑事規定において使用される「商標」はサービスマーク(役務商標) 証明商標、団体商標を含む言葉として広義に解される。

民事訴訟では、登録商標について法律により付与された排他的な独占権を行使するものであるが、それ以外にも法律により認められるものとして、たとえば登録の取消の請求や詐欺販売に対する請求などがある。

---

<sup>1</sup> [ 翻訳校閲者註：並行輸入が商標権者の排他的権利に属するという立場が多数だったことについて、Vichai Ariyanuntaka, *Exhaustion and Parallel Imports in Thailand*, in C. HEATH(ED.), *PARALLEL IMPORTS IN ASIA*, 95, 98(Kluwer Law International, 2004)でも述べられている。ただ、同論文も示すように、現在は、いわゆる真正商品の並行輸入を許容した最高裁判決 (*Wahl Clipper Corporation et al. v. P.C.L. Co. Ltd.*, No.2817/2543(2000), J.S.C., March 30, 2543(2000)) があり状況は変化しているようである(なお、この判例も早稲田大学の判例DBに掲載されている)。原告1は、バリカン(hair clipper)に関する登録商標「Wahl」の権利者であり、原告2はタイの卸売業者として使用許諾を得ていたが、被告が当該商標の付された真正品をシンガポールの他の卸売業者から購入しタイで販売するために輸入したことについて並行輸入の可否が問題となった事例において、最高裁判所の判決文の要約は、「登録商標の権利者は、商標法44条に規定される排他的権利を有するため、当該商標を違法に使用したものを排除する権利を有している。商標の目的は、商標権者の商品を他人の商品から識別することであり、また、当該商品が商標権者を出所としているものであることを識別することにある。公衆は自己の選択するメーカーを識別するために、商標を利用することができるから、このことは商品の市場において商標権者の利益となる。取引業者が、商品の購入後に、当該製品を再販売することは、商取引において通常行われることである。商標権者であるメーカーが、商標を付した製品を最初に販売した場合、メーカーは当該製品の販売による利益については商標権に関する自己の排他的権利を行使したことになる。メーカーの商標権の排他性は消尽するので、商標の付された当該商品の再販売を行う通常の商取引の過程において第三者に禁止権を行使することはできない」と説明している]

## 8.1 商用登録の民事訴訟

一般的に民事訴訟は以下に挙げる行為を含む。

### 8.1.1 侵害行為

登録商標権者は、自己の排他的な権利を実現するために、訴訟を起こすことができる。未登録商標権者についても、許諾なく商標を使用した者がいる場合には、一定の場合には、詐欺販売についての法律上の保護を受けることができ、訴えを提起することができる。

### 8.1.2 登録の取消

登録担当官または利害関係者は、ある商標が通商上慣用となっている場合に、当該商標登録の取消を裁判所に請求することができる場合がある。他の登録取消の根拠として、紛争の対象となった商標について、優先する権利を有している場合である。この場合には、登録から5年以内に訴訟を起こさなければならない。実務では、前者よりも後者の場合が多い。

### 8.1.3 他の審理の請求

登録商標権者、または未登録の商標権者たる原告は、求める判決以外の裁判の請求をすることが可能である。例を挙げると、被告の請求を無効とする請求、登録担当官の命令の取消請求、商標に関する優先する権利についての請求などである。

## 8.2 商標の刑事訴訟

商標法および刑法典において、商標侵害に対する刑事罰について規定されている。

### 最高裁判所における興味深い訴訟

*The Bangchak Petrochemical Public Co. Ltd., v Jantarawadee Co. Ltd., J.S.C., No.2121/2544(2001), March 3, 2544(2001)*

最高裁判例2121/2544

原告：バーンジャークピーโตรリウム（企業名）

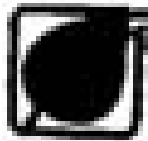
被告：ジャントラワディー（企業名）

### 知的財産・登録商標に関する事案

原告は、葉っぱの形をした商標（下記 1 参照）の所有者であり、あらゆる燃料製品について使用するために商標登録をしていた。登録の目的は葉っぱの形状をした商標を、燃料ガソリンおよびペโตรリウム製品に使用することであった。以前、原告は被告との間で、バーンジャークのガソリンの販売場所の設置者として、被告が原告から燃料を購入してその商標のもとに販売をするという契約を交わしていた。その後、原告と被告は、今後販売所における営業活動は原告の商標を使用する権利がないということに合意の上、契約を更新しないことで合意した。しかしその後、被告は原告の商標を使用して営業活動を行い、原告の代理店から燃料ガソリンを購入し、原告の規定する以上の価格で商品を販売することにより、合意事項に反する行為を行った。裁判所は、被告が原告の代理店から燃料ガソリンを購入していたとしても、原告はその燃料ガソリンを販売する代理店から利益を得て

いたのであるから、原告の燃料ガソリンの販売に損害を及ぼしており、原告は自身のガソリン販売による利益が減っており、被告は損害賠償を支払わなければならないとしている。

#### 1 原告の登録商標



*Takasago Korio Koyeo Kabushiki Kaisha v. Chinta Trading (1971) Pharmaceutical Manufacturer Co, Ltd., J.S.C., No.6121/2544(2001), August 3, 2544(2001).*

最高裁判例6121/2544

原告：高砂コリオ・コイオ・株式会社

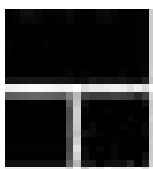
被告：チンター・トレーディング医療機器製造（1971）

知的財産・登録商標に関する事案

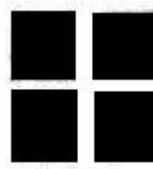
被告は原告の商標登録出願に対して、同一の類の商品に関してすでに登録していた商標と同一又は類似であるとして異議申立した結果、登録官は原告の出願を拒絶した。原告は、原告自身は商標委員会に対して不服申立をしたが棄却されたので、IP&IT裁判所に提訴した。原告の商標は、三つの三角形から成り、長方形の下に二つの正方形が並んでいる図形である（下記 1 参照）。原告は、意図的にTの字の隙間を作ったが、これはTAKASAGOという原告の企業名を反映させたものである。

一方、被告の商標は、同じ大きさの正方形四つから構成された図形である（下記 2 参照）。上に二つ、下に二つの四角があり、それぞれの正方形の間には日本の直線があり、直角に上下左右を分けている。原告の商標と被告の商標は共に四角い。それぞれの四角の数とその四角と四角の間には隙間がある。裁判所は、被告の商標は、多くの場合「CHINTA」という言葉と組み合わせて使用されており、顧客もときには被告の商品である薬品をチンターと呼んでいることから二つの商標は同一又は類似ではないこと、また、このことから一般的には両者の識別が困難ではなく、さらに双方の顧客も異なるグループであることから、公衆の誤認混同を生じることはないとされた。そして、原告は、被告よりも前に自己の商標を使用するとともに、商標自体は国内外において登録していたため、被告の商標の模倣ではないこと（校閲者註：good faithの認定に関わる問題である）も認めた。結論として、原告の商標と被告の商標とは、二つとも四角であるということで共通しているが、原告の商標は被告の登録商標とは同一又は類似ではなく、商標権者の出所について誤認と混同を生じる物ではないと判断した。

#### 1 原告の出願した商標



#### 2 被告の登録商標



**Bumrung Satung v.Kipling, J.S.C., No.8245/2544(2001), November 7, 2544(2001).**

最高裁判例8245/2544

原告：バムルン・セータン氏

被告：キプリン

知的財産・登録商標に関する事案

原告の登録商標は、「Kipling」の文字と尾の長いサルの絵と組み合わせたものであり（下記 1 参照）キプリンと称呼しており、原告商品である靴、衣類、装飾品などの25品目にこの商標を使用していた。その後原告は、五稜の星が、原告の他の商品の黒い部分の上部に三つ入っている商標を（下記 2 参照）財布、旅行かばんなど18品目の商品に使用するために出願を行った。これに対して、登録官は、この商標が他人の商標と同一又は類似しているという理由から登録を拒絶した。原告は、自己が当該商標の排他的権利者であるとして、被告の登録の抹消を求めた。中央知的財産国際貿易裁判所は請求を棄却したため、原告は最高裁判所へ上告した。最高裁判所の知的財産国際貿易課では、被告が原告より先に商標を保有し登録をしていること、「KIPLING」という言葉は五稜の星から成る18品目に使用するために被告が考案したものであること、被告が商品に使用する図形を考案するのに時間がかかりの時間をかけていたこと、被告が前述の商標の20カ国以上での登録申請が遅くなったことなどから、被告は当該商標の考案者であり、原告よりも前から商標を使用していたという事実には信憑性があるとした。原告がタイ国内において登録したとしても、被告には、原告よりも優先する権利があるため、被告の権利に何ら影響はない。被告が原告よりも前に商標の真の使用者であったことから、原告の被告に対する訴訟には理由がないとして、訴えは却下された。

1 原告の登録商標



2 原告の登録出願した商標



最高裁判例3178/2545

原告：BBA PLグループ

被告：ケフテックス

知的財産・登録商標に関する事案

原告は、エンジン起動とブレーキ、走行のためのエンジンベルト、ブレーキ、クラッチ、ブレーキ軸、タイヤのストッパー、電気モーター、バッテリーに既に使用して、公表されている「MINTEX」の商標の権利者であると主張した。被告は、「WINTEX」という文字と幾何学模様からなる商標と（下記 1 参照）と「WINTEX」という文字とサイに似た図形からなる商標（下記 2 参照）を、ブレーキ布とクラッチ製品を指定商品として登録出願をした。原告は、被告の商標は原告の「MINTEX」の商標と同一又は類似であるため、商標の所有者と製造元に関して公衆に誤認と混同が生じることを理由として、被告の登録商標の取消を請求した。裁判所は、原告商標は、「MINTEX」という文字しかなく、被告の商標のように図形と組み合わせられていないが、原告と被告の商品は共にそれぞれの商標に基づいて称呼されており、原告の商標では「MINTEX」、被告の商標では「WINTEX」と呼ばれているため、この部分が原告と被告の商標における要部であるとした。また、「MINTEX」と「WINTEX」とはどちらも文字による表記であり、「INTEX」の五文字が同じであり、その前にある一文字のみが、原告の商標が「M」であるのに対し、被告の商標が「W」であるという点で相違しているものの、これはローマ字を知らない者や理解していない者において、商標所有者と製造元に関して誤認と混同を生じる可能性があるとした。以上から、裁判所は、被告の商標登録を2つとも取り消した。

#### 1 被告の商標（1）



#### 2 被告の商標（2）

